

大阪市障がい福祉サービス事業所等地域生活支援拠点等整備要綱について

【現況】

令和4年8月1日付けで標記要綱を施行、同年11月から地域生活支援拠点等の登録が開始された。

現在、各区において拠点等の機能の一部を担う障がい福祉サービス事業所等の登録が呼びかけられているところであり、令和5年8月31日時点では、5区において、合計6法人15事業所が地域生活支援拠点等として登録されている。

【課題】

地域生活支援拠点等の整備をさらに推進する必要があるが、指定障がい福祉サービス事業所等からの登録希望が少ない状況。

より多くの事業所に登録していただけるよう、要綱における要件の見直しを検討する。

●自立生活援助について

現行の要件の一つに、「現に1名以上の利用者にサービス提供を行っていること」としているところ、当該事業は、原則1年間の支給決定期間であり、常時、利用者が存在するものとは限らない。



現に利用者がいなくても、過去の実績を評価して、拠点等として登録することは可能であり、地域移行支援と同様、サービス提供した者が「直近3年以内に1名以上いること」としてはどうか。

●計画相談支援・障がい児相談支援について

現行の要件の一つに、「相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が常勤専従の者」としているところ、相談支援専門員1名配置の事業所であっても、困難ケースへの対応など質の高い相談支援を提供している事業所については、拠点等の機能を担うことも期待できる。一方で事業所運営の不安定さなどの懸念がある。



国報酬告示における「複数の指定特定相談支援事業所等により一体的に管理運営を行う場合」の基準を参考とし、同基準に合致するものとして届け出を予定している複数の事業所を一括して取り扱うことで、その中に含まれる相談支援専門員一人配置の事業所も登録できるようにしてはどうか。

その際、一括して取り扱う事業所は近隣の区に所在するなど、実質的に業務を円滑に行うことができる事業所とし、相談、地域の体制づくりの機能を主として発揮する区域を明確化するために、一括して取り扱う事業所に含まれる事業所が所在する全ての区の協議

会において説明を行い、同意を得るものとする。

●参考資料

＜本市要綱＞（別表）要件（第6条第3項関係）

【共通要件】

- ・当該サービスを1年以上継続して実施していること
- ・地域自立支援協議会に積極的に参加するなど、協議会との適切な連携が図られていること
- ・障がい者基幹相談支援センターと連携を図っていること

【サービス種別ごとの要件】（抜粋）

サービス種別	担う機能	要件
計画相談支援、 障がい児相談支援	相談及び地域の体制 づくり	相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち 1名以上が常勤専従の者であり、かつ、常時 の連絡体制を確保していること

＜報酬告示＞

【機能強化型基本報酬の算定要件】

番号	算定要件(概要)	I	II	III	IV
イ	<u>常勤かつ専従</u> の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	○	-	-	-
ロ	<u>常勤かつ専従</u> の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	-	○	-	-
ハ	<u>常勤かつ専従</u> の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。	-	-	○	-
ニ	<u>専従</u> の相談支援専門員2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が <u>常勤専従</u> かつ相談支援従事者現任研修を修了している。	-	-	-	○

<報酬告示>

【複数の指定特定相談支援事業所等により一体的に管理運営を行う場合の算定要件】

番号	算定要件(概要)	I	II	III	IV
(1)	各事業所で常勤かつ専従の相談支援専門員を1名以上配置していて、かつ一体的に管理運営を行う複数事業所全体で、各加算の人員配置要件を満たしている。	○	○	○	算定不可
(2)	利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(概ね週1回以上)に開催する。議事録を記録し5年間保存。	○	○	○	
(3)	24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を整備する。	○	○	-	
(4)	相談支援事業所の新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	○	○	○	
(5)	障がい者基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に相談支援を提供している。	○	○	○	
(6)	障がい者基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	○	○	○	
(7)	運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている。 ※1	○	○	○	
(8)	1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)がそれぞれ40件未満である。	○	○	○	

<留意事項通知>

【複数の指定特定相談支援事業所等により一体的に管理運営を行う場合の算定要件】(再掲)

※一体的に管理運営を行うとは、次のABCの要件を満たすものでなければならない。

【「一体的に管理運営を行う」ことの要件】	
A	協働体制を確保する事業所間において、協定を締結している。 ※2
B	協働体制の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的(月1回)に確認が実施されている。

C	原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施している。
---	--

<厚労省Q&A>

※1	一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。
※2	協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件について、複数の事業所で要件を満たすことを可能としているが、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要
※2	少なくとも以下に示す事項を含む協定を締結することが必要。 ・協定の締結年月日 ・協定を締結する事業所名 ・協定の目的 ・協働により確保する体制の内容 ・協働体制が維持されていることの確認方法 ・協働する事業所の義務 ・協定が無効や解除となる場合の事由や措置 ・秘密保持 ・協定の有効期間